

令和 4 年第 4 回 定例会  
総務企画委員会説明資料  
(議案関係)

1	令和4年度11月補正予算の概要について	2
2	第120号議案 令和4年度茨城県一般会計補正予算(第5号) ・県税に係る過誤納還付金関連事業	3
3	第121号議案 個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例 の整備に関する条例	5
4	第122号議案 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	6
5	第124号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例	7
6	第141号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	9

令和4年11月10日

総 務 部

## 令和4年度11月補正予算の概要について

### 1 基本的な考え方

コロナ禍における原油価格・物価高騰等への対応として、経営環境が特に悪化している事業者への応援金の給付などを行うほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や県政の課題等へ対応するために必要な事業について計上するもの。

### 2 補正予算の規模

○ 一般会計	158億79百万円	(補正後	1兆3,210億62百万円)
○ 特別会計	—百万円	(補正後	4,641億15百万円)
○ 企業会計	—百万円	(補正後	1,254億42百万円)
計	158億79百万円	(補正後	1兆9,106億19百万円)

※ 11月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 △8.5%

# 総務企画委員会説明資料

総務部 税務課

項 目	県税に係る過誤納還付金等関連事業【拡充】		
<b>1 予算額</b>	総額	326,509千円	
	内訳		
	(1) 県税過誤納還付金	285,927千円	
	(2) 徴収交付金	26,110千円	
	(3) 地方消費税徴収取扱費	14,472千円	
<b>2 現況・課題</b>			
<b>(1) 県税過誤納還付金</b>	<p>過年度に収入した県税の過誤納金については、発生後速やかに歳出予算から還付しているところであるが、法人二税（法人県民税・法人事業税）に係る大口還付金の発生に伴い、年間を通しての予算の不足が見込まれる状況となっている。</p>		
<b>(2) 徴収交付金</b>	<p>市町村が行う個人県民税の賦課徴収に要する費用を補償するため徴収取扱費を交付しているところであるが、個人県民税に係る過誤納還付金の増加に伴い、年間を通しての予算の不足が見込まれる状況となっている。</p>		
<b>(3) 地方消費税徴収取扱費</b>	<p>国が行う地方消費税の賦課徴収に要する費用を補償するため徴収取扱費を支出しているところであるが、算出基礎である国払込見込額の増加に伴い、年間を通しての予算の不足が見込まれる状況となっている。</p>		
<b>3 必要性・ねらい</b>	<p>当該予算の不足額について補正予算で対応し、適切な還付手続き・市町村等への交付等を行う必要がある。</p>		
<b>4 事業の内容</b>			
<b>【補正予算額】</b>	(単位：千円)		
	当初予算額 (A)	今回補正額 (B)	補正後予算額 (A+B)
(1) 県税過誤納還付金	2,793,060	285,927	3,078,987
法人二税（大口除く）	2,022,837	△108,907	1,913,930
大口還付	459,890	450,180	910,070
その他の税	282,667	△43,214	239,453
還付加算金	27,666	△12,132	15,534
(2) 徴収交付金	4,703,295	26,110	4,729,405
(3) 地方消費税徴収取扱費	216,917	14,472	231,389
計(1)+(2)+(3)	7,713,272	326,509	8,039,781

## 5 参考事項

### (1) 県税過誤納還付金

#### ①制度概要

- 根拠：地方税法第17条、第17条の4、同法附則第3条の2
- 過誤納金：納付後の税額減額により納め過ぎとなったものや、二重納付等により誤って納められた県税収入金
- 還付加算金：過誤納金額×支払日までの日数/365×特例基準割合  
(R4年：年利0.9%)
- 支払時期：毎月10日、25日頃（月2回） ※大口還付は発生後即時還付

#### ②直近5か年の実績額

(単位：千円)

区分	H29	H30	R1	R2	R3
法人二税 (大口除く)	1,489,581	1,714,309	1,787,062	2,012,330	2,168,598
大口還付	1,924,721	—	—	91,833	115,716
その他の税	263,343	267,697	363,347	229,479	232,226
還付加算金	36,596	19,742	21,085	28,946	18,065
計	3,714,241	2,001,748	2,171,494	2,362,588	2,534,605

### (2) 徴収交付金

#### ①制度概要

- 根拠：地方税法第47条
- 算定方法：納税義務者数×3,000円、個人県民税に係る過誤納金
- 交付時期：5月、8月、11月、2月

#### ②直近5か年の実績額

(単位：千円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
実績額	4,573,445	4,615,360	4,647,977	4,663,693	4,708,809

### (3) 地方消費税徴収取扱費

#### ①制度概要

- 根拠：地方税法第72条の113、同法附則第9条の14
- 算定方法：貨物割、譲渡割別に国からの払込額×一般財源分(10/22)  
×取扱費率(0.65%：貨物割) (0.55%：譲渡割)
- 支払時期：6月、9月、12月、3月

#### ②直近5か年の実績額

(単位：千円)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
実績額	225,489	238,465	231,922	230,401	216,737

# 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 総務課

項 目	個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例【一部改正】
<p><b>1 改正の理由</b></p> <p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）の一部が改正されたことに伴い、関係条例について所要の改正を行うもの</p> <p><b>2 改正の目的</b></p> <p>現在、国、地方公共団体、民間事業者等毎に別個の法令や条例に基づき施行されている個人情報保護制度について、全国的な共通ルールを個人情報保護法において定めることとされたことに伴い、個人情報保護法と重複する規定の削除等を行うもの</p> <p><b>3 内容</b></p> <p><b>(1) 個人情報保護法において全国的な共通ルールが規定されることに伴う所要の改正</b></p> <p>個人情報保護法と重複する規定（個人情報の定義、個人情報の適正な取扱い、開示請求手続に係る規定等）の削除</p> <p><b>(2) 個人情報保護法により条例で定めることとされたもの</b></p> <p>ア 開示決定等の期限を現行の個人情報保護条例と同様に原則 15 日以内と規定（個人情報保護法では 30 日以内）</p> <p>イ 個人情報保護法において行政機関等匿名加工情報<sup>*</sup>の提供制度が新設されたことに伴い、当該情報の利用に係る手数料を規定</p> <p>※ 行政機関等が保有する個人情報を、特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにした情報</p> <p><b>(3) その他所要の改正</b></p> <p>&lt;改正条例&gt;</p> <p>茨城県行政組織条例 茨城県情報公開条例 茨城県手数料徴収条例 茨城県個人情報の保護に関する条例</p>	
<p><b>4 施行日</b></p> <p>令和 5 年 4 月 1 日</p>	

# 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項 目	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】																																																
<p><b>1 改正の理由</b></p> <p>国家公務員退職手当法の運用方針等の一部改正を踏まえ、非常勤職員に対する退職手当の支給要件について、所要の改正をしようとするもの</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>非常勤職員に対する退職手当については、一定の要件を満たす者を常勤職員とみなして支給しているところであるが、その要件のうち常勤職員について定められている勤務時間以上勤務した日が1月あたり18日以上とされていることについて緩和するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤職員が退職手当の支給対象となる要件</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%;">現行</th> <th style="width: 40%;">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務時間</td> <td>常勤職員の勤務時間（7時間45分）以上</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>勤務日数</td> <td>月18日以上</td> <td>月18日（1月間の勤務を要する日数が20日に満たない場合は、18日から20日と当該日数との差を減じた日数）以上</td> </tr> <tr> <td>勤続月数</td> <td>6月超</td> <td>同左</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考&gt;改正イメージ（R4.9.1採用、R5.3.31退職のフルタイム会計年度任用職員の例）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 12.5%;">9月</th> <th style="width: 12.5%;">10月</th> <th style="width: 12.5%;">11月</th> <th style="width: 12.5%;">12月</th> <th style="width: 12.5%;">1月</th> <th style="width: 12.5%;">2月</th> <th style="width: 12.5%;">3月</th> <th style="width: 10%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>勤務日数</td> <td>18日</td> <td>18日</td> <td>18日</td> <td>18日</td> <td>18日</td> <td>17日</td> <td>18日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>←支給対象外</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>←支給対象</td> </tr> </tbody> </table> <div style="border: 1px solid blue; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>月の全日数：28日…A      土日祝日：9日…B          勤務を要する日：19日…A－B          改正後の勤務日数要件：18－(20-19)＝17日</p> </div> <p><b>3 効果・影響</b></p> <p>非常勤職員に対し、適切な退職手当の支給が可能となる</p> <p><b>4 施行日</b></p> <p>公布の日（令和4年12月1日適用）</p>			現行	改正後	勤務時間	常勤職員の勤務時間（7時間45分）以上	同左	勤務日数	月18日以上	月18日（1月間の勤務を要する日数が20日に満たない場合は、18日から20日と当該日数との差を減じた日数）以上	勤続月数	6月超	同左		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		勤務日数	18日	18日	18日	18日	18日	17日	18日		現行	○	○	○	○	○	×	○	←支給対象外	改正後	○	○	○	○	○	○	○	←支給対象
	現行	改正後																																															
勤務時間	常勤職員の勤務時間（7時間45分）以上	同左																																															
勤務日数	月18日以上	月18日（1月間の勤務を要する日数が20日に満たない場合は、18日から20日と当該日数との差を減じた日数）以上																																															
勤続月数	6月超	同左																																															
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																										
勤務日数	18日	18日	18日	18日	18日	17日	18日																																										
現行	○	○	○	○	○	×	○	←支給対象外																																									
改正後	○	○	○	○	○	○	○	←支給対象																																									

# 総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項 目	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】
<p><b>1 改正の理由・根拠</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするため</p> <p><b>2 改正の目的</b> 事務を処理する市町村の追加その他所要の改正を行うもの</p> <p><b>3 背景・必要性</b> 県民サービス向上の観点から、住民に身近な事務を市町村が処理することとするため</p> <p><b>4 内容</b> 移譲する事務（12法令に基づく事務） （主なもの）※括弧内は移譲先</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人設立の認証等（行方市）</li><li>・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく市町村設置の幼保連携型認定こども園に対する立入検査等（常陸大宮市）</li></ul> <p><b>5 効果・影響</b> 住民に身近な事務を市町村が処理することによって、地域の実情に応じた行政サービスの提供や事務処理期間の短縮など、県民サービスの向上が期待できる。</p> <p><b>6 施行日</b> 令和5年4月1日外</p>	

○ 主な権限移譲事務の概要

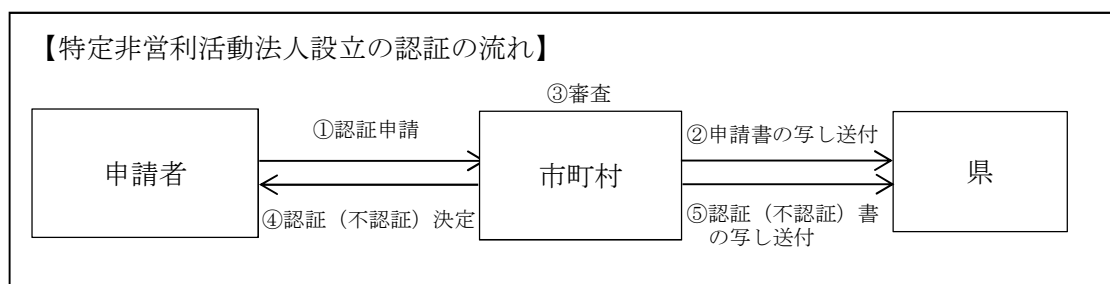
1 特定非営利活動促進法

(1) 主な移譲事務

- ・特定非営利活動法人設立の認証（法第10条第1項）

(2) 移譲対象：行方市（1市） ※ 移譲済み市町村：日立市外26市町

移譲年月日：令和5年4月1日



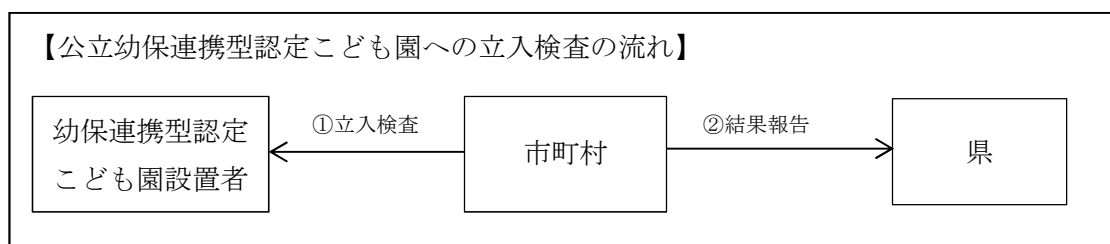
2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(1) 主な移譲事務

- ・公立幼保連携型認定こども園への立入検査（法第19条第1項）

(2) 移譲対象：常陸大宮市（1市） ※ 移譲済み市町村：日立市、常陸太田市

移譲年月日：令和5年4月1日





# 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項 目	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p><b>改正の理由</b> 人事委員会の勧告等に伴い、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするもの</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 月例給の引上げ（令和4年4月遡及適用） 初任給及び若年層の給料表の引上げ 平均+0.21% 初任給 大卒 +3,000円 高卒 +4,000円</p> <p>イ 期末・勤勉手当の引上げ（令和4年12月支給分から適用） 年間支給月数 4.30月分 → 4.40月分（+0.1月分）</p> <p>(2) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正 知事等の期末手当の引上げ（令和4年12月支給分から適用） 年間支給月数 3.25月分 → 3.30月分（+0.05月分）</p> <p>(3) その他関係条例の改正 任期付職員の期末手当を引き上げるもの等</p> <p><b>3 効果・影響</b> 月例給の引上げ 年間約5億円 期末・勤勉手当の引上げ 年間約16億円</p> <p><b>4 施行日</b> 公布の日（一部令和5年4月1日）</p>

令和 4 年第 4 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(条例新旧対照表)

1	第 121 号議案	個人情報保護に関する法律等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	2
2	第 122 号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	21
3	第 124 号議案	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	23
4	第 141 号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	32

令和 4 年 11 月 10 日

総 務 部

改正案		現行	
別表(第 22 条) 1 知事の付属機関		別表(第 22 条) 1 知事の付属機関	
付属機関名	担任事項	付属機関名	担任事項
茨城県情報公開・個人情報保護審査会	次の事項を審査し、及び調査審議すること。 1 茨城県情報公開条例(平成 12 年茨城県条例第 5 号)の施行に関する重要事項 2 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の施行に関する重要事項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 28 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項のうち、特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項に規定する事項	茨城県情報公開・個人情報保護審査会	次の事項を審査し、及び調査審議すること。 1 茨城県情報公開条例(平成 12 年茨城県条例第 5 号)の施行に関する重要事項 2 茨城県個人情報の保護に関する条例(平成 17 年茨城県条例第 1 号)の施行に関する重要事項 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 27 条第 1 項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項のうち、特定個人情報保護評価に関する規則(平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号)第 7 条第 4 項に規定する事項
(以下 略)	(以下 略)	(以下 略)	(以下 略)
2 (略)		2 (略)	

改正案	現行
<p>第7条 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にし</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>(1) <u>法令又は条例の規定により公にすることができないと認められる情報</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る行政文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にし</p>

<p>ても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第16条～第38条 (略)</p>	<p>ても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>第9条～第14条 (略)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第16条～第38条 (略)</p>
---	---

茨城県手数料徴収条例新旧対照表

改正案			現行		
別表第1(第2条第1項関係)			別表第1(第2条第1項関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第115条(同法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に係る事務	行政機関等匿名加工情報利用手数料	(1) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合にあっては、21,000 円に行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950 円を加算した額に、行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)を加算した額 (2) 作成された行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する場合にあっては、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 ア イに掲げる者以外の者	(新設)	(新設)	(新設)

		21,000 円に行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950 円を加算した額に、行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)を加算した額 イ 個人情報の保護に関する法律第115条(同法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600 円			
1の2	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)
2~487 (略)			2~487 (略)		

茨城県個人情報の保護に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正案	現行
<p>○茨城県個人情報の保護に関する法律施行条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条・第2条)</p> <p>第2章 条例個人情報ファイル簿(第3条)</p> <p>第3章 開示(第4条-第6条)</p> <p>第4章 審査会の調査審議の手続等(第7条-第12条)</p> <p>第5章 雑則(第13条・第14条)</p> <p>第6章 罰則(第15条)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例で使用使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する</p>	<p>○茨城県個人情報の保護に関する_____条例</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条-第3条)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第4条-第10条)</p> <p>第3章 個人情報保有事務登録簿(第11条)</p> <p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示(第12条-第26条)</p> <p>第2節 訂正(第27条-第34条)</p> <p>第3節 利用停止(第35条-第40条)</p> <p>第5章 審査請求</p> <p>第1節 諮問等(第41条-第43条)</p> <p>第2節 審査会の調査審議の手続等(第44条-第52条)</p> <p>第6章 雑則(第53条-第57条)</p> <p>第7章 罰則(第58条-第62条)</p> <p>付則</p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、県における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県行政の適正な執行に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>(新設)</p>

<p>法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)で使用する用語の例による。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>(2) 個人識別符号が含まれるもの</p> <p>3 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。</p> <p>(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの</p> <p>(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、</p>
---	---

(削る)	番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
(削る)	4 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。
(削る)	5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書(茨城県情報公開条例(平成12年茨城県条例第5号)第2条第2項に規定する行政文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。
(削る)	6 この条例において「特定個人情報」とは、個人情報であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報に該当するものをいう。
(削る)	7 この条例において「情報提供等記録」とは、番号利用法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。)の規定による記録に記録された特定個人情報をいう。
(削る)	8 この条例において「保有特定個人情報」とは、保有個人情報であつて、特定個人情報に該当するものをいう。
(削る)	9 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。 (実施機関の責務)

(削る)	第3条 実施機関は、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益の保護に十分に留意して行うように努めなければならない。
(削る)	第2章 実施機関における個人情報の取扱い (個人情報の保有の制限等)
(削る)	第4条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。
(削る)	2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的(以下「利用目的」という。)の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
(削る)	3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。 (個人情報の収集の制限等)
(削る)	第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 本人の同意に基づき収集するとき。 (2) 法令又は条例の規定に基づき収集するとき。 (3) 人の生命、身体又は財産の保護を目的として収集するとき。 (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。 (5) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。 (6) 他の実施機関、国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、他の地方公

	<p>共同体又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)から提供を受ける場合であつて、提供を受けて収集することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、事務の性質上、本人から収集したのではその目的の達成に支障が生じ、又は当該事務の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき、その他本人以外から収集することについて相当な理由のあるとき。</p> <p>2 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 利用目的を本人に明示することにより、県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>3 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を収集してはならない。</p> <p>(1) 法令又は条例に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合</p> <p>(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関が所掌事務を遂行するために必要であり、かつ、欠くことができない場合</p>
--	--

(削る)	<p>4 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な方法により収集しなければならない。</p> <p>(正確性の確保)</p> <p>第 6 条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。</p> <p>(安全確保の措置)</p> <p>第 7 条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により県の公の施設の管理を行う指定管理者がその業務を行う場合について準用する。</p> <p>(従事者の義務)</p> <p>第 8 条 個人情報の取扱いに従事する実施機関の職員若しくは職員であつた者、前条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。</p> <p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第 9 条 実施機関は、法令又は条例に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を自ら利用し、又は提供してはならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報</p>
------	---



(削る)

を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意に基づき利用し、若しくは提供するとき、又は本人に提供するとき。

(2) 実施機関が所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る保有個人情報を利用し、かつ、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。

(保有特定個人情報の利用制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

(削る)

## 第2章 条例個人情報ファイル簿

(条例個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第3条 実施機関(知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者をいう。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、当該実施機関が保有している本人の数が令第20条第2項で定める数に満たない個人情報ファイルについて、それぞれ法第74条第1項第1号から第7号まで、第9号及び第10号並びに令第21条第6項各号に掲げる事項を記載した帳簿(以下この条において「条例個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。

第10条 実施機関は、第9条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

## 第3章 個人情報保有事務登録簿

(個人情報保有事務登録簿の作成及び閲覧)

第11条 実施機関は、個人情報を保有する事務(氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を容易に検索し得る状態で個人情報登録されている行政文書を使用するものに限る。以下この条において「個人情報保有事務」という。)について、その保有の状況を明らかにするため、次に掲げる事項を記載した個人情報保有事務登録簿(第3項において「登録簿」という。)を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 個人情報保有事務の名称

(2) 個人情報保有事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報保有事務に係る主な行政文書の名称

(4) 保有個人情報の利用目的

(5) 個人情報保有事務に係る行政文書に登録される項目(第3項において「記録項目」という。)及び本人(他の個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号によらないで検索し得る者に限る。)として当該行政文書に登録される者の範囲

(6) 保有個人情報の収集方法

<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。</p>	<p>(7) 保有個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項</p>
<p>(1) 法第74条第2項第1号から第8号まで及び第10号に掲げる個人情報ファイル</p> <p>(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの</p> <p>(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして令第21条第7項で定める個人情報ファイル</p>	<p>2 前項の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 犯罪の捜査又は租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査のために作成し、又は取得する個人情報</p> <p>(2) 国の安全その他の国の重大な利益に関する個人情報</p> <p>(3) 県の職員又は職員であった者に係る個人情報</p>
<p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは法第74条第1項第5号若しくは第7号に掲げる事項を条例個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると</p>	<p>(4) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員又は職員であった者に係る個人情報であって、職務の遂行に関するもの</p> <p>(5) 一般に入手し得る刊行物等に記録されている個人情報</p> <p>(6) 1年以内に消去することとなる個人情報</p> <p>(7) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報であって、送付又は連絡の相手先の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみに関するもの</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第6号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報保有事務について登録簿を作成することにより、個人情報保有事務の性質上、当該個人情報保有事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項</p>

<p>認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを条例個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。</p>	<p>を記載せず、又はその個人情報保有事務について登録簿を作成しないことができる。</p>
<p>第3章 開示</p>	<p>第4章 開示、訂正及び利用停止</p>
<p>(削る)</p>	<p>第1節 開示</p>
<p>(削る)</p>	<p>(開示請求権)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第12条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p>
<p>(削る)</p>	<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下同じ。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(開示請求の手続)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第13条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所</p>
<p>(削る)</p>	<p>(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項</p>
<p>(削る)</p>	<p>2 前項の場合において、開示請求をする者は、実施機関が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p>
<p>(削る)</p>	<p>3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開</p>

(削る)

示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第14条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令又は条例の規定により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者(第12条第2項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第4号、次条第2項並びに第22条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令(条例、規則等を含む。第24条、第27条第1項及び第35条第1項において同じ。)の規定により又は慣行として開示請求者が

知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人その他の団体(県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(5) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認

	<p>めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>(6) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 県若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(部分開示)</p>
--	--

(削る)	<p>第15条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(裁量的開示)</p>
(削る)	<p>第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報(第14条第1号に掲げる情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。</p> <p>(保有個人情報の存否に関する情報)</p>
(削る)	<p>第17条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> <p>(開示請求に対する措置)</p>
(削る)	<p>第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2</p>

<p>(開示決定等の期限)</p> <p><u>第4条</u> 開示決定等は、開示請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、<u>法第77条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>30日</u>以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p><u>第5条</u> 開示請求に係る保有個人情報<sup>が著しく大量であるため</sup>、開示請求があった日から<u>45日</u>以内にその<u>全て</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>	<p><u>項第2号又は第3号</u>に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(<u>前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。</u>)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限)</p> <p><u>第19条</u> 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にならなければならない。ただし、<u>第13条第3項</u>の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を<u>45日</u>以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示決定等の期限の特例)</p> <p><u>第20条</u> 開示請求に係る保有個人情報<sup>が著しく大量であるため</sup>、開示請求があった日から<u>60日</u>以内にその<u>すべて</u>について開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>
<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(1)～(2) (略)</p> <p>(<u>事案の移送</u>)</p> <p><u>第21条</u> 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。第33条第1項並びに第35条第1項及び第3項において同じ。)が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、<u>事案を移送</u>することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、<u>事案を移送した旨</u>を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、<u>移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等</u>をしなければならない。この場合において、<u>移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</u></p> <p>3 前項の場合において、<u>移送を受けた実施機関が第18条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。</u>この場合において、<u>移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。</u> (<u>第三者に対する意見書提出の機会の付与等</u>)</p> <p><u>第22条</u> 開示請求に係る保有個人情報に<u>県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者(以下この条、第42条第2項及び第43条において「第三者」という。)</u>に関する情報が含まれているときは、<u>実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。</u></p> <p>2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先</p>

<p>(削る)</p>	<p>立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であつて、当該第三者に関する情報が第14条第3号イ又は同条第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。</p> <p>(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第16条の規定により開示しようとするとき。</p> <p>3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第42条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。</p> <p>(開示の実施)</p> <p>第23条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p>
-------------	--

<p>(削る)</p>	<p>2 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関が定めるところにより、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法その他の実施機関が定める事項を申し出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による申出は、第18条第1項に規定する通知があつた日から30日以内になしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(他の法令による開示の実施との調整)</p> <p>第24条 実施機関は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報を除く。)が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(簡易開示手続)</p>
<p>(削る)</p> <p>(費用負担)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>第25条 開示請求があつたときは直ちに開示することをあらかじめ実施機関において決定し、告示した保有個人情報に係る開示については、第13条、第18条、第19条及び第23条の規定にかかわらず、実施機関において定めた簡易の手続によることができる。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第26条 (略)</p>

<p>2 法第 89 条第 2 項の手数料は、無料とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(新設)</p> <p>第 2 節 訂正</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第 27 条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第 35 条第 1 項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報</p> <p>(2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第 24 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならない。</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第 28 条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第 3 項において「訂正請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。</p> <p>(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 訂正請求の趣旨及び理由</p>
---	---

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>2 前項の場合において、訂正請求をする者は、実施機関が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第 2 項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第 29 条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。</p> <p>(訂正請求に対する措置)</p> <p>第 30 条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限)</p> <p>第 31 条 前条各項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求があつた日から 30 日以内にしなければならない。ただし、第 28 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正</p>
-------------------------------------	---

(削る)	<p>当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(訂正決定等の期限の特例)</p> <p>第32条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) この条の規定を適用する旨及びその理由</p> <p>(2) 訂正決定等をする期限</p>
(削る)	<p>(事案の移送)</p> <p>第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報第21条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。</p> <p>3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第30条第1項の決定(以下「訂正決定」という。)をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。</p>

(削る)	<p>(保有個人情報の提供先への通知)</p> <p>第34条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあつては、内閣総理大臣及び番号利用法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>
(削る)	<p>第3節 利用停止</p> <p>(利用停止請求権)</p>
(削る)	<p>第35条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第5条の規定に違反して収集されたものであるとき、第9条若しくは第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(個人情報を含む情報の集合物であつて、番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルに該当するものをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第9条又は番号利用法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p>



(削る)	<p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。</p> <p>(利用停止請求の手続)</p> <p>第36条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所</p> <p>(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項</p> <p>(3) 利用停止請求の趣旨及び理由</p> <p>2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、実施機関が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p>
(削る)	<p>(保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第37条 実施機関は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該</p>

(削る)	<p>保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(利用停止請求に対する措置)</p>
(削る)	<p>第38条 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限)</p>
(削る)	<p>第39条 前条各項の決定(以下「利用停止決定等」という。)は、利用停止請求があつた日から30日以内に行わなければならない。ただし、第36条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。</p> <p>(利用停止決定等の期限の特例)</p> <p>第40条 実施機関は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p>

第4章 審査会の調査審議の手続等	(1) この条の規定を適用する旨及びその理由
(削る)	(2) 利用停止決定等をする期限
(削る)	第5章 審査請求
(削る)	第1節 諮問等
	(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)
	第41条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項の規定は、適用しない。
	(審査会への諮問)
	第42条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、茨城県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。
	(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
	(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。)
	(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合
	(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合
	2 前項の規定により諮問をした実施機関(第44条において「諮問庁」という。)は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(削る)	(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
(削る)	(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
	(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
	(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)
	第43条 第22条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。
	(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
	(2) 審査請求に係る開示決定等(開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)
	第2節 審査会の調査審議の手続等
	(審査会の調査権限)
第7条 「茨城県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)」は、必要があると認めるときは、諮問庁(法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関をいう。以下同じ。)に対し、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。	第44条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。

<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(削る)</p>	<p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁(以下「審査請求人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、<u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u></p> <p>(意見の陳述)</p> <p>第45条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>(意見書等の提出)</p>
<p>(削る)</p> <p>(委員による調査手続)</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、<u>前条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ</u>_____</p> <p>_____することができる。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p>	<p>第46条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>(委員による調査手続)</p> <p>第47条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、<u>第44条第1項の規定により提示された保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第45条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる</u>ことができる。</p> <p>(提出資料の写しの送付等)</p>
<p>第9条 審査会は、<u>第7条第3項の規定による資料の提出又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若し</u></p>	<p>第48条 審査会は、<u>第44条第3項若しくは第4項又は第46条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録</u></p>

<p>くは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、<u>これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))</u>にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を当該資料を提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第13条第4項に規定する参加人をいう。))又は諮問庁をいう。以下同じ。))以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p> <p>(削る)</p>	<p>_____にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面を<u>当該意見書又は資料を提出した審査請求人等</u>_____以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。</p>
<p>2 審査会は、前項の規定による送付をし_____ようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(削る)</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第11条 (略)</p>	<p>2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、<u>第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。</u></p> <p>3 審査会は、<u>第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>4 審査会は、<u>第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定</u>することができる。</p> <p>(調査審議手続の非公開)</p> <p>第49条 (略)</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第50条 (略)</p>

<p>(削る)</p>	<p>(答申書の送付等)</p> <p>第 51 条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>
<p>(裁決)</p> <p>第 12 条 (略)</p> <p>第 5 章 雑則</p>	<p>(裁決)</p> <p>第 52 条 (略)</p> <p>第 6 章 雑則</p> <p>(適用除外等)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第 53 条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。</p> <p>(1) 統計法(平成 19 年法律第 53 号)第 2 条第 6 項に規定する基幹統計調査及び同条第 7 項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第 11 項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報、同条第 8 項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報並びに国の行政機関(同条第 1 項に規定する行政機関をいう。以下この号において同じ。)が同法第 29 条第 1 項の規定により国の他の行政機関から提供を受けた同法第 2 条第 10 項に規定する行政記録情報に含まれる個人情報</p> <p>(2) 統計法第 24 条第 1 項の規定によりその名称等について総務大臣に届け出られた同法第 2 条第 5 項に規定する統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報</p> <p>2 前 2 章の規定は、法律の規定により個人情報の保護に関する法律第 5 章第 4 節の規定が適用されないこととされている保有個人情報については、適用しない。</p> <p>3 保有個人情報(茨城県情報公開条例第 7 条に規定する不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。)のうち、まだ</p>

<p>(削る)</p>	<p>分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第 4 章の規定の適用については、実施機関に保有されていないものとみなす。</p> <p>(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)</p>
<p>(削る)</p>	<p>第 54 条 実施機関は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求(以下この条において「開示請求等」という。)をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、当該実施機関が保有する保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>(苦情処理)</p>
<p>(削る)</p> <p>(施行の状況の公表)</p>	<p>第 55 条 実施機関は、当該実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>(施行の状況の公表)</p>
<p>第 13 条 知事は、毎年度、各実施機関に係る法の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p> <p>(委任)</p>	<p>第 56 条 知事は、毎年度、各実施機関に係るこの条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。</p> <p>(委任)</p>
<p>第 14 条 (略)</p> <p>第 6 章 罰則</p> <p>(削る)</p>	<p>第 57 条 (略)</p> <p>第 7 章 罰則</p>
<p>(削る)</p>	<p>第 58 条 実施機関の職員若しくは職員であった者、第 7 条第 2 項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者又は県の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、保有個人情報(個人の秘密に属する事項を含むものに限る。)を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工</p>

<p>(削る)</p>	<p><u>したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>第59条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報<sup>を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</sup></p>
<p>(削る)</p>	<p>第60条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
<p>第15条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>(削る)</p>	<p>第61条 第50条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第62条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。</p>





茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行																				
(市町村が処理する事務の範囲等)	(市町村が処理する事務の範囲等)																				
第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3の3 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1～(27) (略)</td> <td>日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、城里町、大子町、五霞町、境町</td> </tr> <tr> <td>3の3の3 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の4 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第4条の</td> <td>各市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～3の3 (略)		3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、城里町、大子町、五霞町、境町	3の3の3 削除		3の4 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第4条の	各市町村	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3の3 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1～(27) (略)</td> <td>日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、城里町、大子町、五霞町、境町</td> </tr> <tr> <td>3の3の3 削除</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の4 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第4条の</td> <td>各市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～3の3 (略)		3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、城里町、大子町、五霞町、境町	3の3の3 削除		3の4 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第4条の	各市町村
事務	市町村																				
1～3の3 (略)																					
3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、城里町、大子町、五霞町、境町																				
3の3の3 削除																					
3の4 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第4条の	各市町村																				
事務	市町村																				
1～3の3 (略)																					
3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、城里町、大子町、五霞町、境町																				
3の3の3 削除																					
3の4 旅券法(昭和26年法律第267号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第4条の	各市町村																				

<p>2 ただし書に規定する二重に旅券の発給を受けようとする者が申請者である場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理</p> <p>(2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認</p> <p>(3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の確認</p> <p>(4) 法第3条第3項の規定による申請者が本人であること等の確認</p> <p>(5) 法第3条第5項の規定による現有旅券の確認</p> <p>(6) 法第8条第1項(法第10条第4項_____において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付</p> <p>(7) 法第8条第3項_____の規定による出頭を求めることなく行う一般旅券</p>	
--	--

<p>2 ただし書に規定する二重に旅券の発給を受けようとする者が申請者である場合その他の規則で定める場合に係るものを除く。)</p> <p>(1) 法第3条第1項の規定による一般旅券の発給の申請の受理</p> <p>(2) 法第3条第2項ただし書の規定による申請者の身分上の事実の確認</p> <p>(3) 法第3条第2項第2号の規定による申請者の身分上の事実の確認</p> <p>(4) 法第3条第3項の規定による申請者が人違いでないこと等の確認(新設)</p> <p>(5) 法第8条第1項(法第10条第4項及び第12条第3項並びに東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律(平成23年法律第64号)第3条第1項において準用する場合を含む。)の規定による一般旅券の交付</p> <p>(6) 法第8条第2項(東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律第3条第1項において準用する場合を含む。)の規定による出頭を求めることなく行う一般旅券</p>	
--	--



<p>の交付及び現有旅券の返納の受理</p> <p>(削除)</p> <p>(8) 法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理</p> <p>(9) 法第 17 条第 3 項の規定による届出者が本人であること等の確認</p> <p>(10) 法第 19 条第 5 項の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>(11) 法第 19 条第 6 項の規定による返納を受けた一般旅券の消印及び還付</p>	
4～7 の 2 の 3 (略)	
<p>7 の 3 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下この項において「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号。以下この項において「政令」という。))及び児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下この項において「省令」という。))に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 19 条の 3 第 3 項の規定による医療費支給認定の申請の受理、審査(省令第 7 条の 9 第 2 項ただし書の規</p>	<p>(1)から(4)まで及び(23)から(26)までの事務については常総市及び坂東市、(5)から(10)まで及び(22)の事務については石岡市、下妻市、常総市、笠間市、潮来市、東海村及び大子町、(5)から(10)まで及び(22)の事務のうち保育所に係るものについてはひたちなか市及び小美玉市、(5)から(10)まで及び(22)の事務のうち児童厚生施設に係るものについては日立市、守谷市、坂東市、桜川市、茨城町、美浦村及び五霞町、(7)から(9)まで及び(22)の事務のうち市町村の設置する保育所に係るものについては水戸市、</p>

<p>の交付</p> <p>(7) 法第 12 条第 1 項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理</p> <p>(8) 法第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定による一般旅券の紛失又は焼失の届出の受理</p> <p>(9) 法第 17 条第 3 項の規定による届出者が人違いでないこと等の確認</p> <p>(10) 法第 19 条第 5 項の規定による一般旅券の返納の受理</p> <p>(11) 法第 19 条第 6 項の規定による返納を受けた一般旅券の消印及び還付</p>	
4～7 の 2 の 3 (略)	
<p>7 の 3 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下この項において「法」という。)、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号。以下この項において「政令」という。))及び児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下この項において「省令」という。))に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 19 条の 3 第 3 項の規定による医療費支給認定の申請の受理、審査(省令第 7 条の 9 第 2 項ただし書の規</p>	<p>(1)から(4)まで及び(21)から(24)までの事務については常総市及び坂東市、(5)から(10)まで及び(20)の事務については石岡市、下妻市、常総市、笠間市、潮来市、東海村及び大子町、(5)から(10)まで及び(20)の事務のうち保育所に係るものについてはひたちなか市及び小美玉市、(5)から(10)まで及び(20)の事務のうち児童厚生施設に係るものについては日立市、守谷市、坂東市、桜川市、茨城町、美浦村及び五霞町、(7)から(9)まで及び(20)の事務のうち市町村の設置する保育所に係るものについては水戸市、</p>

<p>定による確認に限る。)及び知事への送付</p> <p>(2) 法第 19 条の 5 第 2 項前段の規定による医療費支給認定の変更の申請の受理、審査(省令第 7 条の 27 第 2 項ただし書の規定による確認に限る。)及び知事への送付</p> <p>(3) 法第 19 条の 5 第 2 項後段の規定による医療受給者証の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 法第 19 条の 6 第 2 項の規定による医療受給者証の返還の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 法第 35 条第 4 項の規定による児童福祉施設(保育所及び児童厚生施設に限る。)(6)及び(10)において同じ。)の設置の認可</p> <p>(6) 法第 35 条第 12 項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認</p> <p>(7) 法第 46 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査等(5)の児童福祉施設に係るものに限る。(8)、(9)及び(22)において同じ。)</p> <p>(8) 法第 46 条第 3 項の規定による改善勧告及び改善命令</p> <p>(9) 法第 46 条第 4 項の規定による茨城県社会福祉審議会の意見の聴取及び停止命令</p>	<p>石岡市、下妻市、常総市、笠間市、ひたちなか市、潮来市、小美玉市、東海村及び大子町を除く各市町村、(11)、(12)、(16)及び(21)の事務((16)の事務については(12)の事務に係るものに、(21)の事務については(11)、(12)及び(16)の事務((16)の事務については、(12)の事務に係るものに限る。))については日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村及び大子町、(13)から(21)までの事務((16)の事務については(14)の事務に係るものに、(21)の事務については(13)から(20)までの事務((16)の事務については、(14)の事務に係るものに限る。))に係るものに限る。))については日立市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村及び大子町</p>
--	--

<p>定による確認に限る。)及び知事への送付</p> <p>(2) 法第 19 条の 5 第 2 項前段の規定による医療費支給認定の変更の申請の受理、審査(省令第 7 条の 27 第 2 項ただし書の規定による確認に限る。)及び知事への送付</p> <p>(3) 法第 19 条の 5 第 2 項後段の規定による医療受給者証の受理及び知事への送付</p> <p>(4) 法第 19 条の 6 第 2 項の規定による医療受給者証の返還の受理及び知事への送付</p> <p>(5) 法第 35 条第 4 項の規定による児童福祉施設(保育所及び児童厚生施設に限る。)(6)及び(10)において同じ。)の設置の認可</p> <p>(6) 法第 35 条第 12 項の規定による児童福祉施設の廃止及び休止の承認</p> <p>(7) 法第 46 条第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査等(5)の児童福祉施設に係るものに限る。(8)、(9)及び(20)において同じ。)</p> <p>(8) 法第 46 条第 3 項の規定による改善勧告及び改善命令</p> <p>(9) 法第 46 条第 4 項の規定による茨城県社会福祉審議会の意見の聴取及び停止命令</p>	<p>石岡市、下妻市、常総市、笠間市、潮来市、ひたちなか市、小美玉市、東海村及び大子町を除く各市町村、(11)、(12)及び(19)の事務((19)の事務については、(11)及び(12)の事務に係るものに限る。))については日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村及び大子町、(13)から(19)までの事務((19)の事務については、(13)から(18)までの事務に係るものに限る。))については日立市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、東海村及び大子町</p>
--	---

<p>(10) 法第58条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し</p> <p>(11) 法第59条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査等</p> <p>(12) 法第59条第3項の規定による勧告</p> <p>(13) 法第59条第4項の規定による公表</p> <p>(14) 法第59条第5項の規定による茨城県社会福祉審議会の意見の聴取並びに停止命令及び閉鎖命令</p> <p>(15) 法第59条第6項の規定による停止命令及び閉鎖命令</p> <p>(16) 法第59条第7項の規定による他の都道府県知事への情報の提供の要求</p> <p>(17) 法第59条第8項の規定による市町村長への通知</p> <p>(18) 法第59条第9項の規定による公表</p> <p>(19) 法第59条の2の規定による届出の受理及び市町村長への通知</p> <p>(20) 法第59条の2の5の規定による報告の受理並びに市町村長への通知及び公表</p> <p>(21) 法第59条の2の6の規定による市町村長への協力要請</p> <p>(22) 政令第38条の規定による実地検査</p> <p>(23) 省令第7条の9第3項の規定による届出の</p>	
--	--

<p>(10) 法第58条の規定による児童福祉施設の設置の認可の取消し</p> <p>(11) 法第59条第1項の規定による報告の徴収及び立入調査等</p> <p>(12) 法第59条第3項の規定による勧告</p> <p>(13) 法第59条第4項の規定による公表</p> <p>(14) 法第59条第5項の規定による茨城県社会福祉審議会の意見の聴取並びに停止命令及び閉鎖命令</p> <p>(15) 法第59条第6項の規定による停止命令及び閉鎖命令 (新設)</p> <p>(16) 法第59条第7項の規定による市町村長への通知 (新設)</p> <p>(17) 法第59条の2の規定による届出の受理及び市町村長への通知</p> <p>(18) 法第59条の2の5の規定による報告の受理並びに市町村長への通知及び公表</p> <p>(19) 法第59条の2の6の規定による市町村長への協力要請</p> <p>(20) 政令第38条の規定による実地検査</p> <p>(21) 省令第7条の9第3項の規定による届出の</p>	
--	--

<p>受理及び知事への送付</p> <p>(24) 省令第7条の9第4項ただし書の規定による確認</p> <p>(25) 省令第7条の23第1項の規定による医療受給者証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(26) 省令第7条の23第4項の規定による医療受給者証の返還の受理及び知事への送付</p>	
<p>7の4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)</p>	<p>日立市、常陸太田市、常陸大宮市</p>
<p>8～8の2 (略)</p>	
<p>8の3 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(20) (略)</p> <p>(21) 法第29条第3項の規定による届出の受理</p> <p>(22) 法第29条第11項の規定による報告の受理</p> <p>(23) 法第29条第12項の規定による公表</p> <p>(24) 法第29条第13項</p>	<p>常陸太田市、笠間市、つくば市</p>

<p>受理及び知事への送付</p> <p>(22) 省令第7条の9第4項ただし書の規定による確認</p> <p>(23) 省令第7条の23第1項の規定による医療受給者証の再交付の申請の受理及び知事への送付</p> <p>(24) 省令第7条の23第4項の規定による医療受給者証の返還の受理及び知事への送付</p>	
<p>7の4 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(6) (略)</p>	<p>日立市、常陸太田市</p>
<p>8～8の2 (略)</p>	
<p>8の3 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(20) (略)</p> <p>(21) 法第29条第3項の規定による届出の受理 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(22) 法第29条第13項</p>	<p>常陸太田市、笠間市、つくば市</p>

<p>の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>(25) 法第 29 条第 15 項の規定による改善命令</p> <p>(26) 法第 29 条第 16 項の規定による事業の制限及び停止命令</p> <p>(27) 法第 29 条第 17 項の規定による公示</p> <p>(28) 法第 29 条第 19 項の規定による援助</p> <p>(29) (1)から(28)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	
<p>9 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号。以下この項において「法」という。)及び戦傷病者特別援護法施行規則(昭和 38 年厚生省令第 46 号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p>(1)から(7)までの事務については古河市、石岡市、竜ヶ崎市、常陸太田市、笠間市、潮来市、守谷市、桜川市、行方市、茨城町、大洗町、城里町、東海村及び大子町、(8)から(10)まで及び(13)の事務については各市町村、(11)及び(12)の事務については古河市、石岡市、竜ヶ崎市、常陸太田市、笠間市、潮来市、守谷市、桜川市、行方市、茨城町、大洗町、城里町、東海村及び大子町を除く各市町村</p>
<p>9 の 2～14 (略)</p>	
<p>14 の 2 計量法(平成 4 年法律第 51 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 10 条第 2 項の規定による勧告</p>	<p>古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、ひたちなか市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、行方市、鉾田市、小美玉市</p>

<p>の規定による報告の徴収及び立入検査等</p> <p>(23) 法第 29 条第 15 項の規定による改善命令(新設)</p> <p>(24) 法第 29 条第 17 項の規定による公示(新設)</p> <p>(25) (1)から(24)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	
<p>9 戦傷病者特別援護法(昭和 38 年法律第 168 号。以下この項において「法」という。)及び戦傷病者特別援護法施行規則(昭和 38 年厚生省令第 46 号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p>(1)から(7)までの事務については古河市、石岡市、竜ヶ崎市、常陸太田市、笠間市、潮来市、守谷市、桜川市、茨城町、大洗町、城里町、東海村及び大子町、(8)から(10)まで及び(13)の事務については各市町村、(11)及び(12)の事務については古河市、石岡市、竜ヶ崎市、常陸太田市、笠間市、潮来市、守谷市、桜川市、茨城町、大洗町、城里町、東海村及び大子町を除く各市町村</p>
<p>9 の 2～14 (略)</p>	
<p>14 の 2 計量法(平成 4 年法律第 51 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 10 条第 2 項の規定による勧告</p>	<p>古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、笠間市、取手市、ひたちなか市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、鉾田市、小美玉市</p>

<p>(2) 法第 10 条第 3 項の規定による公表</p> <p>(3) 法第 148 条第 1 項の規定による立入検査等</p>	
<p>14 の 2 の 2～14 の 7 の 2 (略)</p>	
<p>14 の 8 農地法(昭和 27 年法律第 229 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(14) (略)</p>	<p>(1)から(5)まで及び(8)から(14)までの事務((8)から(11)までの事務については(1)から(5)まで及び(12)の事務に係るものに限る。))については各市町村、(6)及び(7)の事務については水戸市、土浦市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、つくば市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、桜川市、行方市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、八千代町、五霞町及び境町</p>
<p>14 の 8 の 2～18 の 2 (略)</p>	
<p>18 の 3 不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 116 条の規定による登記の嘱託(河川法第 16 条の 3 第 1 項に規定する河川工事及び河川の維持に係るもの並びに準用河川に係るものに限る。)</p>	<p>水戸市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、牛久市、ひたちなか市、潮来市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、行方市、つくばみらい市、茨城町、東海村、大子町</p>
<p>19～21 (略)</p>	
<p>22 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下この項において「法」という。)、都市計画法施行令</p>	<p>(1)から(22)まで、(39)から(41)まで及び(57)の事務((39)から(41)までの事務については(1)、(2)、(5)、(6)、(14)から(17)まで</p>

<p>(2) 法第 10 条第 3 項の規定による公表</p> <p>(3) 法第 148 条第 1 項の規定による立入検査等</p>	
<p>14 の 2 の 2～14 の 7 の 2 (略)</p>	
<p>14 の 8 農地法(昭和 27 年法律第 229 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(14) (略)</p>	<p>(1)から(5)まで及び(8)から(14)までの事務((8)から(11)までの事務については(1)から(5)まで及び(12)の事務に係るものに限る。))については各市町村、(6)及び(7)の事務については水戸市、土浦市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、つくば市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、桜川市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町、八千代町、及び境町</p>
<p>14 の 8 の 2～18 の 2 (略)</p>	
<p>18 の 3 不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)第 116 条の規定による登記の嘱託(河川法第 16 条の 3 第 1 項に規定する河川工事及び河川の維持に係るもの並びに準用河川に係るものに限る。)</p>	<p>水戸市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、牛久市、ひたちなか市、潮来市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、茨城町、東海村、大子町</p>
<p>19～21 (略)</p>	
<p>22 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号。以下この項において「法」という。)、都市計画法施行令</p>	<p>(1)から(22)まで、(39)から(41)まで及び(57)の事務((39)から(41)までの事務については(1)、(2)、(5)、(6)、(14)から(17)まで</p>

<p>(昭和44年政令第158号。以下この項において「政令」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。)、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例(平成14年茨城県条例第26号)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(57) (略)</p>	<p>及び(20)の事務に係るものに、(57)の事務については規則で定めるものに限る。)(以下この項において「省令」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。)、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例(平成14年茨城県条例第26号)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(57) (略)</p>
---	---

<p>(昭和44年政令第158号。以下この項において「政令」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。)、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例(平成14年茨城県条例第26号)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(57) (略)</p>	<p>及び(20)の事務に係るものに、(57)の事務については規則で定めるものに限る。)(以下この項において「省令」という。)、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下この項において「省令」という。)、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例(平成14年茨城県条例第26号)並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(57) (略)</p>
---	---

<p>22の2 (略)</p> <p>23 茨城県景観形成条例(平成6年茨城県条例第40号。以下この項において「条例」という。))及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) (略)</p> <p>24 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。))及び土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下この項において「政令」という。))に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第76条第1項の規定による許可 (2) 法第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取 (3) 法第76条第3項の規定による期限その他必要な条件の付加 (4) 法第76条第4項の規定による原状回復、移転及び除却の命令 (5) 法第76条第5項の</p>	<p>海村及び境町を除く各市町村</p> <p>(1)及び(2)の事務については日立市、高萩市、北茨城市、取手市及びひたちなか市、(3)から(6)までの事務については高萩市、北茨城市、取手市及びひたちなか市、(7)の事務については水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、桜川市、つくばみらい市及び大洗町を除く各市町村、(8)の事務については高萩市、北茨城市、取手市及びひたちなか市を除く各市町村</p> <p>(1)から(5)までの事務のうち法第3条第1項から第3項までの規定により各施行者が施行する土地区画整理事業及び同条第4項の規定により町村が施行する土地区画整理事業に係るものについては各町村、(1)から(5)までの事務のうち同項の規定により県が施行する土地区画整理事業及び法第3条の2及び第3条の3の規定により各施行者が施行する土地区画整理事業に係るものについては各市町村、(6)の事務については日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つく</p>
--	---

<p>22の2 (略)</p> <p>23 茨城県景観形成条例(平成6年茨城県条例第40号。以下この項において「条例」という。))及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(8) (略)</p> <p>24 土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下この項において「法」という。))及び土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号。以下この項において「政令」という。))に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第76条第1項の規定による許可 (2) 法第76条第2項の規定による施行者の意見の聴取 (3) 法第76条第3項の規定による期限その他必要な条件の付加 (4) 法第76条第4項の規定による原状回復、移転及び除却の命令 (5) 法第76条第5項の</p>	<p>海村及び境町を除く各市町村</p> <p>(1)及び(2)の事務については日立市、高萩市、北茨城市、取手市及びひたちなか市、(3)から(6)までの事務については高萩市、北茨城市、取手市及びひたちなか市、(7)の事務については水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、守谷市、つくばみらい市及び大洗町を除く各市町村、(8)の事務については高萩市、北茨城市、取手市及びひたちなか市を除く各市町村</p> <p>(1)から(5)までの事務のうち法第3条第1項から第3項までの規定により各施行者が施行する土地区画整理事業及び同条第4項の規定により町村が施行する土地区画整理事業に係るものについては各町村、(1)から(5)までの事務のうち同項の規定により県が施行する土地区画整理事業及び法第3条の2及び第3条の3の規定により各施行者が施行する土地区画整理事業に係るものについては各市町村、(6)の事務については日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、鉾田市、つく</p>
--	---

<p>規定による原状回復、移転及び除却の措置並びにこれらに関する公告</p> <p>(6) 法及び政令に基づく事務のうち、個人施行者(市を除く。)又は土地区画整理組合(法第3条第2項に規定する土地区画整理組合をいう。以下この項において「組合」という。)が施行する土地区画整理事業(施行地区の面積が5ヘクタール以上のもの及び施行地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)に係る次に掲げるものア〜ユ (略)</p> <p>ヨ 法第136条第1項の規定による事業計画の審査の場合等における農業委員会等の意見の聴取</p> <p>ワ (略)</p>	<p>ばみらい市及び小美玉市</p>
<p>25 (略)</p>	
<p>26 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 法第43条第2項第2</p>	<p>各市町村(建築主事(法第4条に規定する建築主事をいう。以下同じ。)を置かない市町村に限る。)</p>

<p>規定による原状回復、移転及び除却の措置並びにこれらに関する公告</p> <p>(6) 法及び政令に基づく事務のうち、個人施行者(市を除く。)又は土地区画整理組合(法第3条第2項に規定する土地区画整理組合をいう。以下この項において「組合」という。)が施行する土地区画整理事業(施行地区の面積が5ヘクタール以上のもの及び施行地区が2以上の市町村の区域にわたるものを除く。)に係る次に掲げるものア〜ユ (略)</p> <p>ヨ 法第136条の規定による事業計画の審査の場合等における次城県農業会議等の意見の聴取</p> <p>ワ (略)</p>	<p>ばみらい市及び小美玉市</p>
<p>25 (略)</p>	
<p>26 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)~(2) (略)</p> <p>(3) 法第43条第2項第2</p>	<p>各市町村(建築主事(法第4条に規定する建築主事をいう。以下同じ。)を置かない市町村に限る。)</p>

<p>号、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第60条の2の2第1項第2号及び第3項ただし書、第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書、第67条第3項第2号、第5項第</p>	
--	--

<p>号、第44条第1項第2号及び第4号、第47条ただし書、第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書及び第14項ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第51条ただし書(法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。)、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第5項及び第6項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項</p> <p>第60条の3第1項第3号及び第2項ただし書</p>	
---	--

<p>2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号及び第3項第2号、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第6項及び第7項並びに第87条の3第3項、第6項及び第7項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (4)～(11) (略)</p>	
<p>27 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定 (2) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ及び第63条第3項第6号の規定による優良住宅の認定の申請の受理及び知事への送付 (3) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条</p>	<p>(1)及び(6)の事務((6)の事務については規則で定めるものに限る。)については水戸市、日立市、土浦市、古河市、取手市、つくば市及びひたちなか市、(1)の事務については高萩市及び北茨城市、(2)の事務については水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市及びひたちなか市を除く各市町村、(3)の事務については水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東海村及び境町、(4)及び(5)の事務については水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋</p>

<p>第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項、第85条第3項、第5項及び第6項並びに第87条の3第3項、第5項及び第6項の規定による許可の申請の受理及び知事への送付 (4)～(11) (略)</p>	
<p>27 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による優良住宅の認定 (2) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号及び第68条の69第3項第6号の規定による優良住宅の認定の申請の受理及び知事への送付 (3) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条</p>	<p>(1)及び(6)の事務((6)の事務については規則で定めるものに限る。)については水戸市、日立市、土浦市、古河市、取手市、つくば市及びひたちなか市、(1)の事務については高萩市及び北茨城市、(2)の事務については水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市及びひたちなか市を除く各市町村、(3)の事務については水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東海村及び境町、(4)及び(5)の事務については水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋</p>

<p>の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ及び第63条第3項第5号イ の規定による優良宅地造成の認定 (4) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ及び第63条第3項第5号イ の規定による優良宅地造成の認定の申請の受理及び知事への送付 (5) 都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可を受けた宅地の造成(造成区域面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)についての法第28条の4第3項第7号イ及び第63条第3項第7号イ の規定による優良宅地造成の認定の申請の受理及び知事への送付 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東海村及び境町を除く各市町村、(6)の事務(規則で定めるものに限る。)については水戸市、日立市、土浦市、古河市、取手市、つくば市及びひたちなか市を除く各市町村</p>
<p>(削除)</p>	

<p>の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による優良宅地造成の認定 (4) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ及び第68条の69第3項第5号イの規定による優良宅地造成の認定の申請の受理及び知事への送付 (5) 都市計画法第29条第1項の規定による開発行為の許可を受けた宅地の造成(造成区域面積が1,000平方メートル未満のものに限る。)についての法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ及び第68条の69第3項第7号イの規定による優良宅地造成の認定の申請の受理及び知事への送付 (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	<p>市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東海村及び境町を除く各市町村、(6)の事務(規則で定めるものに限る。)については水戸市、日立市、土浦市、古河市、取手市、つくば市及びひたちなか市を除く各市町村</p>
<p>27の2 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下この項において「法」</p>	<p>古河市、石岡市、結城市、竜ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、</p>

		<p>という。), 宅地造成等規制法施行令(昭和 37 年政令第 16 号。以下この項において「政令」という。 ) 及び宅地造成等規制法施行規則(昭和 37 年建設省令第 3 号。以下この項において「省令」という。 ) に基づく事務のうち, 次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第 3 条第 1 項の規定による関係市町村長の意見の聴取及び宅地造成工事規制区域の指定</p> <p>(2) 法第 3 条第 3 項(法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による公示及び関係市町村長への通知</p> <p>(3) 法第 4 条第 1 項(法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による土地の立入り</p> <p>(4) 法第 4 条第 2 項(法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による土地の立入りの通知</p> <p>(5) 法第 4 条第 3 項(法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による土地の立入りの通告</p> <p>(6) 法第 5 条第 1 項(法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による試掘等の許可及び意見を述べ</p>	<p>筑西市, かすみがうら市, 桜川市, つくばみらい市, 境町</p>
--	--	---	---------------------------------------

		<p>べる機会の付与</p> <p>(7) 法第 7 条第 1 項(法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による損失の補償</p> <p>(8) 法第 7 条第 2 項(法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による協議</p> <p>(9) 法第 7 条第 3 項(法第 20 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による裁決の申請</p> <p>(10) 法第 8 条第 1 項の規定による工事の許可</p> <p>(11) 法第 8 条第 3 項(法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による許可の条件の付加</p> <p>(12) 法第 10 条第 2 項(法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による許可及び不許可の通知</p> <p>(13) 法第 11 条(法第 12 条第 3 項において準用する場合を含む。 )の規定による協議</p> <p>(14) 法第 12 条第 1 項の規定による工事の計画の変更の許可</p> <p>(15) 法第 12 条第 2 項の規定による軽微な変更の届出の受理</p> <p>(16) 法第 13 条第 1 項の規定による工事完了の検査</p> <p>(17) 法第 13 条第 2 項の</p>	
--	--	---	--

		<p>規定による検査済証の交付</p> <p>(18) 法第14条第1項の規定による許可の取消し</p> <p>(19) 法第14条第2項の規定による停止命令及び措置命令</p> <p>(20) 法第14条第3項の規定による使用の禁止命令等及び措置命令</p> <p>(21) 法第14条第4項後段の規定による作業の停止命令</p> <p>(22) 法第14条第5項(法第17条第3項及び第22条第3項において準用する場合を含む。)の規定による措置及び公告</p> <p>(23) 法第15条の規定による工事等の届出の受理</p> <p>(24) 法第16条第2項の規定による勧告</p> <p>(25) 法第17条の規定による改善命令</p> <p>(26) 法第18条第1項(法第23条において準用する場合を含む。)の規定による立入検査</p> <p>(27) 法第19条(法第23条において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴取</p> <p>(28) 法第20条第1項の規定による関係市町村長の意見の聴取及び造成宅地防災区域の指定</p> <p>(29) 法第20条第2項の規定による造成宅地防</p>	
--	--	--	--

		<p>災区域の指定の解除</p> <p>(30) 法第21条第2項の規定による措置の勧告</p> <p>(31) 法第22条の規定による改善命令</p> <p>(32) 法第24条の規定による意見の申出の受理</p> <p>(33) 政令第15条第1項の規定による他の措置をとることの設定</p> <p>(34) 政令第15条第2項の規定による技術的基準の強化等</p> <p>(35) 省令第30条の規定による書面の交付</p>	
28～32 (略)		28～32 (略)	



職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第17項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)、12月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)、12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあつて</u></p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第17項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に _____ _____ <u>100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)</u> _____ _____ を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に _____ _____ <u>100分の100</u> _____ _____ を乗じて得た額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に _____ _____ <u>100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)</u> _____</p>
<p>は、<u>100分の60</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の52.5、12月に支給する場合には100分の57.5</u>を乗じて得た額</p> <p>3 ～ 5 略</p>	<p>_____ を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に _____ _____ <u>100分の52.5</u> _____ _____ を乗じて得た額</p> <p>3 ～ 5 略</p>

職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第16項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の100(特定幹部職員にあつては、100分の120)</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の102.5</u> を乗じて得た額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5(特定幹部職員にあつては、100分の57.5)を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第22条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員 以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第17項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95(特定幹部職員にあつては、100分の115)、12月に支給する場合には100分の105(特定幹部職員にあつては、100分の125)</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に</p>
<p>3 ~ 5 略</p>	<p><u>支給する場合には100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)、12月に支給する場合には100分の50(特定幹部職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額</u></p> <p>イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の52.5、12月に支給する場合には100分の57.5を乗じて得た額</p> <p>3 ~ 5 略</p>

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）新旧対照表【第3条関係】

改正案	現行
<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）新旧対照表【第4条関係】

改正案	現行
<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるものうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>

改正案	現行																																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 法第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">516,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">596,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">693,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">791,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">332,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ～ 6 略</p>	号給	給料月額		円	1	398,000	2	456,000	3	516,000	4	596,000	5	693,000	6	791,000	号給	給料月額		円	1	332,000	2	367,000	3	394,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 法第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">397,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">516,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">596,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">693,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">791,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">331,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 ～ 6 略</p>	号給	給料月額		円	1	397,000	2	456,000	3	516,000	4	596,000	5	693,000	6	791,000	号給	給料月額		円	1	331,000	2	367,000	3	394,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	398,000																																																				
2	456,000																																																				
3	516,000																																																				
4	596,000																																																				
5	693,000																																																				
6	791,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	332,000																																																				
2	367,000																																																				
3	394,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	397,000																																																				
2	456,000																																																				
3	516,000																																																				
4	596,000																																																				
5	693,000																																																				
6	791,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	331,000																																																				
2	367,000																																																				
3	394,000																																																				

<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p>
--	--

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）新旧対照表【第6条関係】

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>、6月に支給する場合には100分の162.5、12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）新旧対照表【第7条関係】

改正案	現行																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この条、第7条の2及び第9条において「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する</p>	号給	給料月額		円	1	376,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この条、第7条の2及び第9条において「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">375,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">472,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">533,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">608,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">710,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;">830,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する</p>	号給	給料月額		円	1	375,000	2	422,000	3	472,000	4	533,000	5	608,000	6	710,000	7	830,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	376,000																																				
2	422,000																																				
3	472,000																																				
4	533,000																																				
5	608,000																																				
6	710,000																																				
7	830,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	375,000																																				
2	422,000																																				
3	472,000																																				
4	533,000																																				
5	608,000																																				
6	710,000																																				
7	830,000																																				

る条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「6月に支給する場合には100分の162.5, 12月に支給する場合には100分の167.5」とする。

る条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号)新旧対照表【第8条関係】

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項, 第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項, 第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「<u>6月に支給する場合には100分の162.5, 12月に支給する場合には100分の167.5</u>」とする。</p>

改正案	現行
<p>(職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第4条 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>第22条の4第1項中「この条及び付則第17項第4号」を「この項から第3項まで及び付則第16項第4号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号ア中「付則第17項第4号」を「付則第16項第4号」に改め、同項第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>略</p>	<p>(職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p>第4条 職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）の一部を次のように改正する。</p> <p>略</p> <p>第22条の4第1項中「この条及び付則第17項第4号」を「この項から第3項まで及び付則第16項第4号」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項第1号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同号ア中「付則第17項第4号」を「付則第16項第4号」に改め、同項第2号を次のように改める。</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の55</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>略</p>

令和 4 年 第 4 回 定 例 会  
総務企画委員会説明資料  
(報告関係)

- 1 令和5年度当初予算編成の基本的考え方について・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 県公館跡地の売却について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

令和4年11月10日

総 務 部



# 総務企画委員会説明資料

総務部 財政課

項目	令和5年度当初予算編成の基本的考え方について
<b>1 予算編成方針</b>	<p>令和5年度当初予算の編成にあたっては、以下に掲げる方針を基本とする。</p> <p>(1) 将来の予測が困難な「非連続の時代」を迎える中で、財政健全化と併せ、本県が飛躍・発展するために真に必要な事業に積極果敢に取り組み、「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するため、県総合計画に基づく4つのチャレンジを常に進化・加速させながら、常識にとらわれず、新しい発想で施策を展開すること。</p> <p>(2) 既存の施策についても、PDCAサイクルの観点から成果と課題を検証し、必要に応じて内容を見直すこと。</p> <p>(3) 限りある財源を有効に活用するため、あらゆる施策の「選択と集中」の徹底を図ること。</p> <p>(4) ウィズコロナ、アフターコロナ時代において、新しい生活様式のもと、デジタル技術活用の流れが加速する社会構造の変化を前向きに捉え、デジタル化を推進しつつ生産性の向上を目指すこと。</p>
<b>2 要求限度額の設定</b>	<p>(1) 義務的経費及びこれに準ずる経費 : 所要額</p> <p>(2) 一般行政費、公共以外の投資的経費 : ±0%</p> <p>(3) 公共事業費 : 所要額 (新型コロナウイルス感染症対策事業分は別枠確保)</p>
<b>3 特別枠の活用</b>	<p>(1) 新しい茨城づくり特別枠（一般経費）：要求上限は設けない 「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための4つの新しいチャレンジに取り組む新規事業等</p>

# 総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項目	県公館跡地の売却について
<p><b>1 物件の概要</b></p> <p>(1) 所在地 水戸市大町2丁目545、545-1、551-2</p> <p>(2) 面積 5,707.32㎡（近隣商業地域）</p> <p><b>2 これまでの経緯</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 昭和49年8月 建築</li><li>・ 昭和49年～平成29年 県公館及び知事公舎として使用</li><li>・ 令和4年3月 建物解体撤去</li></ul> <p><b>3 今後の予定</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 県において、水戸市に対し、買受意向等を確認中</li><li>・ 水戸市の要望等を踏まえ、売却処分手続きを開始する予定</li></ul>	
<p><b>4 位置図</b></p>	